第８２号議案

豊川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局に関する指定の取消しについて

平成３０年３月３１日をもって豊川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局に関する指定を次のとおり取り消すことについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成１３年法律第１２０号）第３条第５項において準用する同条第３項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成２９年１２月１日提出

豊川市長　山　脇　　実

指定を取り消す郵便局の名称

⑴　御油郵便局

⑵　豊川市田郵便局

⑶　豊川南大通郵便局

⑷　豊川駅前郵便局

⑸　豊川桜町郵便局

⑹　豊川三蔵子郵便局

理　由

この案を提出するのは、郵便局における豊川市の特定の事務の取扱いを終了するため、当該事務を取り扱わせる郵便局に関する指定を取り消す必要があるからである。